

平成21年消費者向け電子商取引実態調査について (第1回目 調査の実施)

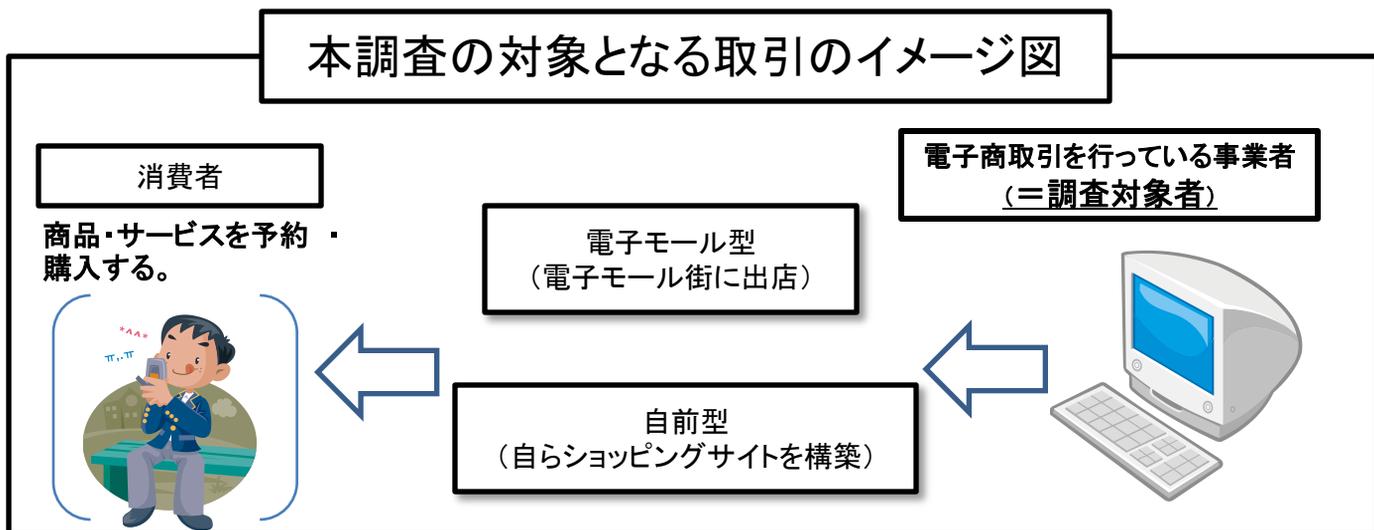
経済産業省

経済産業政策局

調査統計部 産業統計室

◎消費者向け電子商取引実態調査は、インターネットを使って直接消費者に販売・提供する「消費者向け電子商取引」の実態について売上高(商品別)、販売方法、配送方法、決済手段等を明らかにすることを目的とした全産業を横断的に把握する政府として初めての統計調査です。

本調査の対象となる取引のイメージ図



調査票のイメージ図

【物品】

品目名称	品目例	売上高
1 衣料品・アクセサリ	○ 衣料、靴、カバン、アクセサリ類など	
2 家電品・PC及びPC関連製品	○ 家電全般(洗濯機、冷蔵庫など) ○ AV機器(DVD/CDプレーヤなど) ○ PC本体及びPC周辺機器(プリンタなど) ○ PC関連製品(ソフトウェアなど)	
3 書籍・音楽・エンタテインメント系ソフト	○ 新聞・書籍・音楽ソフト(CD、LP、カセットなど)のパッケージメディア ○ 映画、ドラマ、ドキュメンタリーなど(DVD、ビデオ)のパッケージメディア	
4 食料品・飲料	○ 食品、酒類を含む飲料 ○ 健康食品、サプリメント	
5 健康・美容関連用品	○ 健康器具、トレーニング関連器具、介護用品など ○ 化粧品・トイレタリー、香水、アロマテラピー製品(オイル、器具など) ○ 医薬品	
6 家具・雑貨	○ 家具(組み立て家具など含む) ○ 文房具、生活雑貨、小物品などの雑貨類	
7 趣味(スポーツ用品・楽器など)	○ スポーツ用品、楽器、玩具、ペット用品など ○ 趣味性の高い製品(奇石、芸能人のサインやコレクターグッズ、海外製ボスター、アニメフィギュアなど)	
8 自動車	○ 4輪、2輪車販売(中古車も含む) ○ 4輪、2輪車用部品、アクセサリ販売	
9 中古品・骨董品	○ 上記1~7及び10の物品の中古品、古道具・古美術品	
10 その他の物品	○ 上記カテゴリに含まれない物品(花卉(花束、鉢植え)、コンタクトレンズ、観葉植物、ブーケなどのフラワーアレンジメント製品、ドライフラワーなど)	

【サービス】

品目名称	品目例	売上高
11 旅行	○ 旅館、ホテルなどの宿泊予約 ○ ツアー、パッケージ旅行などの申込み ○ 航空機、電車、バスなどの座席予約 × 鉄道・航空・バスの自動券売機売上を除く	
12 イベントチケット	○ 各種イベントチケット(コンサート、博物館、美術館などの予約/販売) × サッカーLJ等	
13 金融(銀行・証券)	○ オンラインバンキング、オンライントレード 【消費者からの手数料収入額等】 × 消費者向け金融業務及びATM銀行端末の取引は除く	
14 金融(保険)	○ ダイレクト保険(損害保険、傷害保険等) 【ネット経由で成約に至った損害保険料収入額】	
15 場の運営、インターネットオークションの運営	○ 消費者を対象とした掲示板、ブログなどの運営、インターネットオークションなどの運営 【消費者からの送料/登録料や権利/出品手数料を徴収している場合、その総額】 × 直接消費者と商取引を行わないサイト運営業務を除く	
16 相談系サービス	○ 教育、健康、法律、税務などの有料相談 【ネット上のサービスに対する対価】	
17 その他の予約系サービス	○ 上記カテゴリに含まれない予約など ○ 飲食店・レストラン、ゴルフ場予約など ○ CD・DVD等のレンタル 【ネット経由で予約し、その後受取したサービスに対する対価】 × 自動車レンタルを除く	
18 その他のサービス	○ 上記カテゴリに含まれない非物販系サービス 【ネット上のサービスに対する対価】 × 競馬・競艇等の公営ギャンブルを除く、× 不動産、住宅リフォーム	

【デジタルコンテンツ】

品目名称	品目例	売上高
19 映像	○ 動画などの販売	
20 音楽・音声	○ 音楽配信の販売、携帯電話向けコンテンツ(着うた、着うたフル)販売	
21 ゲーム	○ ゲームソフト(ダウンロード)の販売 ○ オンラインゲームサイトの運営	
22 その他のデジタルコンテンツ(図書・新聞、画像・テキストなど)	○ PC雑誌・オンライン写真集などの販売、占い、電子書籍、待ち受け画像、オンラインマガジンの販売など	

調査の概要

◎本調査は、統計法(平成19年法律第53号)第19条第1項に基づく一般統計調査として実施します。報告された調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に漏らすことは法律により固く禁じられております。

◎調査の利活用

企業・事業者のネット戦略、消費者の安全・安心の確保、電子商取引の促進など諸施策の企画・立案の基礎資料としての活用、国及び地方自治体が実施する商業振興、サービス業振興、中小企業支援及び各種電子モールの活性化などの様々な施策の基礎資料としても広く活用されます。

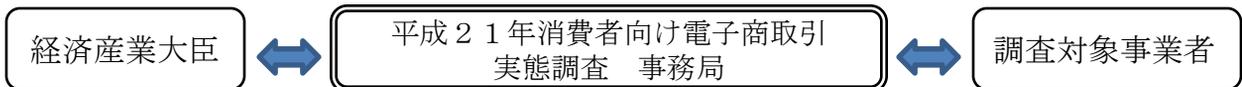
◎調査の方法

郵送またはオンライン調査方式によります。

◎調査の期日、提出期限

期日:平成21年10月1日、提出期限:平成21年10月31日

◎調査の経路



オンライン調査方式の場合は、政府統計オンライン調査総合窓口経由で事務局にデータが送付されます。

政府統計オンライン調査システムが利用できます。

<http://www.e-survey.go.jp>

政府統計
オンライン調査総合窓口
お問い合わせ

政府統計オンライン調査総合窓口へようこそ
— 統計調査に協力いただきありがとうございます —

初めてこのサイトを利用になる方は、「このサイトについて」その他、下部メニューにある説明をお読みください。

このサイトから統計調査に回答いただく場合には、あらかじめ配付されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている「政府統計コード」、「調査対象者ID」、「確認コード」が必要になります。これらを手元に準備いただき「ログイン画面へ」をクリックしてください。

「ログイン画面へ」をクリックすると、 SSLにより暗号化されたログイン画面が表示されます。

ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。
体験版を用意してありますので、そちらを利用ください。

ログイン画面へ

※政府統計オンライン調査総合窓口は、統計調査業務の業務システム最適化計画に基づき独立行政法人統計センターが運営しています。

このサイトについて 利用規約 利用に当たってのお願い 安全な通信を行うために 回答情報の保護